

平成 22年6月 29日

厚生労働大臣 長妻 昭 様

全国伝統薬連絡協議会
会長 井原 正登

「伝統薬の通信販売継続の請願書」の署名の追加提出について

厚生労働省におかれましては、日頃から、医療制度改革、肝炎総合対策、各種福祉対策を始めとして各種問題等にご尽力しておられますことに、深甚の敬意を表する次第です。

また、先般からの行政刷新会議/規制・制度改革に関する分科会における他項目に渡る審議への対応等については、ご多忙な中に膨大な時間を費やされたものをご推察申し上げます。

特に、私どもの「伝統薬の通販規制緩和に関する要望」にも関係する「インターネット等販売規制の緩和」については、同分科会ライフイノベーションWGにおいて、「経過措置における郵便等販売の薬害発生状況なども踏まえながら、販売履歴の管理、購入量の制限など、一定の安全性を確保しながら、インターネットなどで医薬品を販売するためのルール制定に向けた検討に着手され、平成22年度中に結論、遅くとも平成23年5月までに措置」という対処方針案が協議されたと聞いております。

しかしながら、規制緩和を求める同分科会と「対面販売の原則」を主張される厚生労働省との隔たりが埋まらず、6月15日の行政刷新会議には当該項目を削除した内容での規制改革の報告書が了承されたことは、同じく「郵便等販売制度の早期改正」を要望する立場の者として落胆した次第です。

ただ、行政刷新会議後の記者会見において、規制改革の報告書（案）では対処方針検討中として記載されていた「医薬品インターネット等販売」について項目から落ちていることについて、蓮舫行政刷新大臣は、「意見が相反する方向で割れているため、それを調整してきたが、時間が足りなかった。引き続き秋に第2弾をやりたいと考えており、この問題については丁寧に利用者の声も聞きながら進めていきたい。」と発言されており、一縷の希望が残されたと感じています。

今後、私どもの「伝統薬の電話よる対話に基づく通信販売」が、「医薬品のインターネット等販売」と同じテーブルで論議される場合においては、是非とも伝統薬販売の窮状説明の機会を与えていただくようお願いいたしますとともに、それらの実態を踏まえて十分な審議を尽くしていただき、全てを同じ括りで取り扱われることのないようお願い申し上げます。

なお、平成22年5月27日に提出いたしました要望書には、全国の顧客から会員企業に寄せられた厚生労働大臣宛の「伝統薬の通信販売継続の請願書」1万5千人余の署名を提出させていただきましたが、その後においても4,752人から署名が寄せられましたので、追加提出させていただきます。

日本の伝統文化であり、お客さまから信頼いただいている伝統薬が、後世に継承されるように、経過措置が終了する前に、「伝統薬の電話による対話に基づく通信販売」を可能とする制度改正等の措置を取るようお願い申し上げます。